

荒川区子ども家庭総合センター
一時保護所 御中

荒川区子ども家庭総合センター 一時保護所
第三者評価 報告書

令和5年3月

評価者

獨協大学教授 和田 一郎

弁護士 角南 和子

— 目 次 —

評価の方法	1 P
評価書	
Ⅰ 子ども本位の養育・支援	2 P
Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備	4 P
Ⅲ 一時保護所の運営	5 P
Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6 P
Ⅴ 一時保護所の開始及び解除手続き	7 P
総合評価	8 P
各評価項目の自己評価及び第三者評価	10 P

— 評価の方法 —

評価にあたっては、厚生労働省「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する研究 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」（平成31年3月）により次の方法で実施した。

1 自己評価（令和4年11月実施）

64項目について、一時保護所職員および管理職がそれぞれに自己評価を行った上でこれを集計し、一時保護所としての自己評価を行った。

職員、管理職の自己評価の集計結果と、一時保護所としての自己評価を記述した結果を評価者が収受した。

2 子どもアンケート（令和4年11月～12月実施）

一時保護所に入所している子どもに対してアンケートを実施し封をした上で所長に提出。所長が厳正に集計した結果を評価者が収受した。

3 資料による評価（令和4年8月～12月実施）

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴取し、評価者が精査した。

- ・各マニュアル類、組織図、事業概要、業務統計、勤務表、有給・時間外取得状況、事務分掌表、行動診断記録等各種記録様式、個別事例集、一時保護所のしおり、困りごと相談用紙、意見用紙等

4 実地調査（令和4年12月22日実施）

- ①施設視察
- ②管理職ヒアリング
- ③職員ヒアリング
- ④子どもヒアリング
- ⑤引継ぎ会議、給食、活動の状況視察

5 評価者最終評価、報告書作成

評価者2名による最終評価を行い、報告書を作成した。

— 評価書 —

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

2 養育・支援の基本

評 価

現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

【良い点】

- ①職員に個別性の尊重の理念が根付いており、まず子どもの声に耳を傾ける姿勢を持っている。
- ②子どもに、意見・要望・苦情の表明先と方法を複数伝えており、その違いも説明している。
- ③児相設置者（区）への意見表明のための意見箱の確認は、児相職員ではなく区子育て支援課の職員が行っており、外部の人が確認をしに来ていることを子どもたちは把握できている
- ④個別対応の必要性に応じ、可能な範囲で登校機会を保障している。
- ⑤登校継続は、厳格なルールの適用によってではなく、子どもの自主性を信頼することに重きを置いて行っている。
- ⑥保護所外に出かける機会を可能な限り設けようとしている。
- ⑦登校に際して、今は保護所にいるからできなくて当然と思わせることなく、自宅にいれば自由にできたことを可能な限りできるように配慮している。
- ⑧子どもが保護所の職員に他児とのトラブルを率直に相談でき、職員は、相談ごと子どもごとに、子ども同士の接触の適否を丁寧に検討して対応している。
- ⑨子どもが保護所を安心できる場として生活できている。
- ⑩子ども会議について、なかなか自分の意見を言えない子どもの意見をどのように吸いあげ、保護所の運営改善に活かしていく場とできるか、職員が試行錯誤しながらより良い方法を探している。
- ⑪子どもが気軽に職員に話しかけることができ、意見を言えるなど、職員が子どもの声を聞き取れる状況になっている。
- ⑫子どもが意見を表明するシステムが構築されており、子どもの成長度合いに合わせて適切に説明している。
- ⑬子どもの人権に配慮して学ぶ機会、例えば通学の支援などの配慮がされている。
- ⑭子どもの立場から見て衣食住の保証がされており、食事は自室で食べたり出来るなど十分な対応をしている。
- ⑮子どもの知的好奇心が満たされるような大量の書籍やゲームなどがあるとともに、ゆっくり出来る場所もあるなど、安心できる環境である。

【改善すべき点】

- ①一時保護所のしおりの「保護所の約束」の説明に、本来の目的がわかりにくい禁止事項があるので、目的に沿った表現に改めるべきである。
- ②子どもが日常接している一時保護所の職員に、帰宅したい、家族と面会したい等の希望を述べた場合に、保護者との窓口となる担当児童福祉司に、いつ、どのようにその希望が伝わっているのかについて、子ども自身が分かっていると不安がなくなり、より話しやすい環境を醸成できるのではないかと。
- ③評価時は定員超過の状態であり、それであってもゆとりを持った対応が出来ていたのは十分な職員配置がされていた影響が大きい。今後も保護所の需要は増加すると

思われ、児童虐待だけでなく、特にこれまであまりなされていない育成などを含めた行動観察や短期入所指導なども実施することを考えると、このように定員を超過する状況が続くことは、せつかくの個室が複数利用になるなど、当初の設立の趣旨から離れていく可能性がある。よって一時保護所だけでなく政策として一時保護のあり方を荒川区としてどうするのか検討する必要があると考えられる。

- ④学習支援については、通学などの支援は理解できるが、保護所内の学習支援をさらに改良する余地があると考えられる。現時点でも全国最先端のレベルであるが、子どもの年齢や発達、理解度に応じた学習支援についてICT等を活用した最新のシステム導入を期待したい。

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

- 1 適切な施設・環境整備
- 2 管理者の責務
- 3 適切な職員体制
- 4 関係機関との連携

評価

現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

【良い点】

- ①開放的環境が確保されている。
- ②職員が休憩を取れる職員体制が取れている。
- ③職員間で役職に関係なく意見を出し合える雰囲気があり、職員間のコミュニケーションが円滑にできている。
- ④情報共有・引継ぎの重要性を職員が理解したうえで引継ぎを行えている。
- ⑤引継ぎにおいて、子ども一人一人の1日の変化が共有できている。

【改善すべき点】

- ①児童福祉司や児童心理司との情報共有がよりスムーズになることが望まれる（特に他児相からの委託児について）。
- ②個室を二人以上で利用する場合も、着替えなどに際してプライバシーの配慮が図られているが、個室が個室として利用できる状況が維持できることが望ましい（部屋移動をしなくてすむので、より生活空間を安定させられる）。
- ③児童が個室で過ごす時に床にじかに座らなくてよいよう、1～2畳分程度のマット（あるいは絨毯・アクセントラグ）が置かれるとより生活空間らしくなるのではないかな。
- ④保護所内の部屋の配置が職員や子どもの動線を考えて設計されているため、職員もストレスを感じにくい職場環境になっており、そのため職員が子どもに余裕をもって対応できているので、子どもにもその雰囲気が伝わっていて、定員超過の状況にもかかわらず落ち着いた環境が作られている。
一方、貴児童相談所全体では、保護所の定員を超えても、ケースワーク上保護が必要な子どもがいれば、保護所に入所させている。現に評価時は定員超過の状態であった。これは、児相の視点で言えば必要な子どもを保護するという視点で適切であるが、一時保護所の評価で言うと、本来個室が望ましい子どもが、複数人寝室という子どもの視点では好ましくない状況であると考えられる。そのために保護所にはどのような子どもを入所させた方がいいのか、委託先の開発等を含め、子どもに最もストレスが掛からない入所委託の方法も検討する必要がある。

Ⅲ 一時保護所の運営

- 1 一時保護の目的
- 2 一時保護所の運営計画等の策定
- 3 一時保護の在り方
- 4 一時保護における保護の内容
- 5 特別なケアの実施
- 6 安全対策
- 7 質の維持・向上

評 価

現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

【良い点】

- ①自由行動の時間も、職員が子どもの様子を把握しながら自然な声掛けがなされており、上下関係を意識させないコミュニケーションが実現できているため、子どもが安心して職員を頼れている。
- ②レクリエーションの内容を充実させる努力がたゆみなくされており、子どもの満足度も概ね高い。
- ③定期テストの実施を在籍校と連携して行うなど、学校と連携した学習支援ができています。
- ④食事が美味しく提供されており、子どもの好みを把握したうえで無理のない声かけができています。
- ⑤食事を個別に取ることも選択できるようになっている。
- ⑥遊び道具や漫画などが充実している。
- ⑦子どもの健康把握が細かくできている。
- ⑧子どもの性的な言動について、職員が見逃さずに把握し対応できている。

【改善すべき点】

- ①個室に複数人が入ることによって睡眠時のプライバシーが保てない場合があるので入所時から退所時までずっと複数人と同室で居続けることを避け、個室として使える期間も確保できるように配慮できるとよい。
- ②コロナ禍ではできなくともやむを得ないが職員と一緒に食事が取れる機会が確保されるのが望ましい。
- ③良い点としては、様々な事例を検討したマニュアルや運営方法が記載されている。一方、マニュアル外、想定外の事例の対応の経験が、開設3年目の保護所であり、やや不足しているために、他の保護所との交流や研修などで、様々な経験値を学ぶことが望ましい。
- ④子どもの衣食住・学業等については、全国の保護所が参考に出来るレベルと思われる。
残念なのは定員超過のために特に居室が複数人数になっていることである。しかし子どもの特性を把握し、居室複数人数対応が可能であると観察会議等で決定し部屋割りをやっている場合は、保護所としての対応は適切である。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

3 子どもの観察

評価

現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

【良い点】

- ①行動観察がきめ細やかにでき、結果が職員間で共有できている。
- ②入所時に把握できていなかった、子どもの特性による言動の特徴などを把握し、それに応じた個別ケアができている。
- ③子どもの変化に応じた、あるいは子ども同士の関係性に応じた個別ケアを検討できている。

【改善すべき点】

- ①特に他自治体の児相から一時保護委託を受けている児童について、現状においても当該自治体の担当福祉司に対し、一時保護中の行動診断などを共有しているが、さらに、例えば医療など、児相以外の関係機関と連携したアセスメントのフィードバックが委託元児相に対して実現できると望ましい。
- ②入所後の行動観察の結果や職員が聞いた子どもの意向を（子どもの同意を得たうえで）担当児童福祉司らに伝えることで、援助方針の見直しを一時保護所も一緒にできるようになると、より子どもの実態に沿った援助方針ができるのではないか。
- ③子どもへの観察がよく出来ていてその内容を職員間でシェアできているが、児童福祉司との連携については、情報が心許ない状態であった。現状のソーシャルワークの理解と見通しの把握は一時保護所の職員であっても重要であるから、職員の負担にならない情報共有などを検討するとなお良い。

V 一時保護所の開始及び解除手続き

1 開始手続き

2 解除手続き

評価

現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

【良い点】

- ①子どもの所持物の管理が適切である。
- ②子どもにとって心理的に大切なものが何かを把握するように務めている。
- ③一時保護の開始時に保護期間中に必要となる可能性のある支援が想定できている。
- ④開始や解除における一連のプロセス（持ち物管理や説明等）については良いシステムが出来ており、他保護所も参考にすべきである。

【改善すべき点】

- ①特に他自治体の児相から一時保護委託を受けている児童について、現状においても当該自治体の担当福祉司に対し、一時保護中の行動診断などを共有しているが、さらに一時保護中に得られた子どもに関する情報が、委託元児相の里親や、児童養護施設などに十分に伝わるよう、児相間の連携を活かしたルール作りなど一層の工夫が望まれる。

— 総合評価 —

評価委員 A

- ① ヒアリングより、自ら保護所に児童が駆け込む事例があったなど、保護所が居心地が良かったために、家庭復帰/措置後も安全な避難先と児童が考えるなど、子どもにとっては安全な場所と考えられた。
全般的に保護所のシステムや職員の配置については、他の自治体を参考に十分検討して配置していて、他の保護所が参考に出来るレベルである。
食事もとてもおいしく笑顔で食事を取る子どもの姿を見ていて、このような衣食住で子どもが回復しているのが十分理解できた。
全体的に全国の保護所が参考にするレベルであるが、これは、開設時の職員が十分に配置されていることが大きい。このレベルを維持するならば、今後の人員配置に向けた職員の育成、人事異動と業務の引継ぎ、システムの改善など、将来に向けて体制を維持向上させていけるよう努力していく必要がある。
- ② 子ども会議については他自治体を参考にシステムを作っているが、さらに良い手法を検討することも一考である。外部アドボカシー団体等ではなく、すでに信頼関係のある職員や、ほぼ毎日保護所で子どもと交流する管理職など、子どもから信頼と安心感を得ている方々と手法をさらに向上させるのが望ましい。
- ③ 保護所の運営全般に関するシステムはとても良かったが、やはりまだ経験が少ないことが一部見られる。特に中高生など、対応が難しい高学年児童の一時保護が今後増加し、職員の負担も増えていくと考えられるので、現在区として実施中の、全職員に対する心理カウンセラーとの定期面談など、保護所の職員のみなさんのメンタルヘルス支援を含めたサポートが、引き続き必要である。
- ④ 申し送り（引き継ぎ）や、会議のあり方（ローテーションで全員が参加できないなど）いくつか課題が見られたが、全般的にとっても良いシステムで子どもを支援している保護所であった。今後の大きな課題は、このレベルを維持そして発展が出来るかである。
設立時のシステムが良くても、開設時の職員の異動等で機能が低下していく保護所がいくつか見られるため、貴自治体については3年後の評価に向けて、本報告書によるよりよい保護所のあり方を検討し、全国のモデルになる保護所を作っていただきたい。

— 総合評価 —

評価委員B

- ① 職員の中に、一時保護所は子どもの個別ケアを行うところだという基本が根付いていることが、様々な場面で見取れた。職員が子どもと話す姿勢には、上下関係のある指導者としてではなく、子どもの生活全般の支援者としての関わりを目指していることが現れていた。職員全体のそのような姿勢によって、子どもたちが職員に生活の中で言いたいことを言える環境が実現できており、一時保護所におけるアドボケイトの実質的保障の一端に触れられたように感じた。一時保護所におけるアドボケイトの在り方を検討するに際し、本保護所における子どもと職員の関係性は参考になると思われる。

本保護所の職員に残されているのは、目の前のニーズへの最適な対応が何かを対症的に検討するにとどまらず、その対応によって子どものどのような権利が守られ、そのことが将来どう生きるのかなど、子どもの権利保障の観点から、個別ケアを捉え直して意味づけすることかもしれない。そうすれば、今以上に、理論と実践が一致した素晴らしいケアが実現するのではないか。

- ② 子どもの権利保障実現の大前提となる職員の権利保障が、休憩時間や人員数などによって実現できている。

様々な特性や障害、虐待による心身の傷を持っている子どもたちに個別ケアをする苦労を日々経験しながら、一時保護所の子どもに関わることにやりがいを感じられる職員が多いこと、保護所での勤務を続けたいと考える職員が多いことに、驚きを禁じ得なかった。

今後、この職員意識を維持するには、職員体制をはじめ、職員の育成、人事ローテーション等、しっかりと継承されていく仕組みを作ることが必要であろう。

- ③ 登校機会の保障、区教委との連携が現実に実践できていることには目を見張るものがある。登校を実施していくと、登校できる子どもとできない子どもとの間でバランスを取る必要が生じるし、高校生に付き添いなしの自主登校を認めると、帰所しないかもしれないリスクを覚悟しなければならないところを、子どもの理解力自主性を信頼した実践がなされており、一時保護所における学習権保障の現時点での目標とされるべきであろう。

- ④ 入所経験のある子どもが自ら駆け込むこともあるということは、子どもにとって一時保護所が真に安心できる場所となっていたことの現れである。生活の中で行き詰った時に子どもが自らレスパイト的に利用できる場所になっており、一時保護所として理想的ともいえる。一時保護所入所中に得られた実践の成果が、個別の子どもの退所後の生活にも生かされるよう、入所中に把握できた子どもの特性やニーズ、それにどのように対応したかの具体的内容を、学校や児童養護施設などの関係各所と保護所の職員が直接共有できる機会を持つなど、その子どもに関するケアを伝える試行的取組もあってよいのではないか。

— 各評価項目の自己評価及び第三者評価 —

No.	項目	自己評価	第三者評価
1	子どもの権利について、子どもに適切に説明されているか	A	A
2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	S	S
3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A	S
7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	A	S
8	被措置児童の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A	A
9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A	A
10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A	A
11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	A	A
12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A	S
13	子どものエンパワメントに繋がる養育・支援を行っているか	S	A
14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A	A
15	一時保護所としての設置運営基準は遵守されているか	A	S
16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	S	A
17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	A	S
18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B	A
19	一時保護所として、必要な職員体制が適切に確保されているか	A	S
20	各職種の役割や求められる専門性・能力を発揮した人員配置が行われているか	A	A
21	情報管理が適切に行われているか	A	A
22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	A	A
23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A	A
24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	B	B
25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	B	A
26	医療機関との連携が適切に確保されているか	A	A
27	警察署との連携が適切に行われているか	A	A
28	施設や里親等との連携が図られているか	A	A
29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A	A
30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A	A
31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A	A
32	緊急保護は、適切に行われているか	A	A
33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A	A
34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A	S
35	食事が適切に提供されているか	S	S
36	子どもの衣服は適切に提供されているか	A	A

No.	項目	自己評価	第三者評価
37	子どもの睡眠は適切に行われているか	S	A
38	子どもの健康管理が適切に行われているか	S	S
39	子どもの教育・学習支援は適切に行われているか	A	S
40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A	A
41	家族との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A	A
42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A	A
43	他害や自傷行為を行う可能性のあるこどもに対して、適切な対応を行っているか	A	A
44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A	A
45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A	A
46	身近な親族等を失った子供に対して、適切な対応を行っているか	A	A
47	被虐児を受入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
49	健康上配慮が必要な子どもを受入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	A	A
51	災害発生時の対応は明確になっているか	A	A
52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A	A
53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A	A
54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みはあるか	B	A
55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	A	A
56	関係機関と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方法を決定している	A	A
57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	A	A
58	一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか	A	A
59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A	A
60	観察会議が適切に実施されているか	A	A
61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A	A
62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	S	S
63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A	A
64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A	A

評価基準

S：他の一時保護所が参考にできるような取組みが行われている状態

A：よりよい一時保護所の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

B：「A」に向けた取組みの余地がある状態

C：「B」以上の取組みとなることを期待する状態